

三重県地域年金事業運営調整会議設置要綱

1. 目的

社会保障制度の中で、中心的な役割を担う公的年金制度を、少子・高齢化の社会においても安定的に維持していくためには、年金制度に対する理解をより深め、保険料納付に結びつけることや、年金手続きの円滑化につながるため、それぞれの地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）の積極的な推進を図るため、日本年金機構津年金事務所（三重県代表事務所）に三重県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2. 所掌事務

調整会議は、次に掲げる事業の取組方針について協議し、審議を行う。

- （１）地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること。
- （２）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること。

3. 組織

- （１）調整会議は、委員１０名以内で組織する。
- （２）調整会議の委員は以下に掲げるもののうちから日本年金機構津年金事務所長が委嘱する。
 - ① 東海北陸厚生局が推薦する者
 - ② 津市が推薦する者
 - ③ 三重県教育委員会が推薦する者
 - ④ 三重県私学協会が推薦する者
 - ⑤ 三重県高等学校長協会が推薦する者
 - ⑥ 年金委員（職域型）を代表する者
 - ⑦ 全国健康保険協会が推薦する者
 - ⑧ 三重県社会保険労務士会が推薦する者
 - ⑨ 三重県社会保険協会が推薦する者
 - ⑩ 三重大学が推薦する者
- （３）調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。事務局長は日本年金機構津年金事務所総務調整課長とする。
- （４）委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4. 会議

- (1) 調整会議は、委員長が召集する。
- (2) 調整会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
- (3) 委員長は、特に必要と認めるときは委員以外の者に出席を求めることができるものとする。
- (4) 調整会議は、原則として公開とする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができる。

5. 任期

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6. 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7. 事務局

調整会議の事務局は日本年金機構津年金事務所総務調整課とする。

8. 経費

- (1) 調整会議に係る経費は日本年金機構津年金事務所が負担するものとする。
- (2) 調整会議出席者には謝金、交通費を支給する。(ただし、受領が可能との回答のあった者に限る) 支給額は、謝金については国の支払い基準、交通費については日本年金機構旅費規程に基づくものとする。

9. その他

調整会議の運営に際し必要な事項は、委員長が定める。

10. 附則

この要綱は平成24年12月26日から制定・施行する。

この要綱は平成26年 2月 1日から改正・施行する。

三重県地域年金事業運営調整会議運営細則

1. 所掌事務について

(1) 地域年金展開事業について

- ① 市区町村、教育現場、企業、商工会議所（商工会を含む）、社会福祉施設、自治会（町内会を含む）などを通じて地域住民、学生及び従業員などを対象に実施する年金制度の普及・啓発、相談事業の実施状況を報告し、事業推進についてご意見、ご助言をいただく。
- ② 年金制度の普及・啓発のためエッセイ募集等の取組みについてご意見、ご助言をいただく。
- ③ その他、年金事務所が必要と認める事項についてご意見、ご助言をいただく。

(2) その他

- ① 地域年金展開事業の目的の一つである「国民年金保険料の納付率向上」について、事業実施状況を報告し、業務実績の向上に関するご意見・ご助言をいただく。
- ② お客様に対するサービス提供状況やお客様満足度アンケートの結果、お客様の声等の状況を報告し、今後のサービス提供の向上に関するご意見・ご助言をいただく。

2. 組織について

(1) 推薦の依頼先について

日本年金機構津年金事務所長は、関係機関（団体）に対して、委員の推薦を依頼し、適任と認められる者を選定すること。

- ① 東海北陸厚生局が推薦する者
- ② 津市が推薦する者
- ③ 三重県教育委員会が推薦する者
- ④ 三重県私学協会が推薦する者
- ⑤ 三重県高等学校長協会が推薦する者
- ⑥ 年金委員（職域型）を代表する者
- ⑦ 全国健康保険協会が推薦する者
- ⑧ 三重県社会保険労務士会が推薦する者
- ⑨ 三重県社会保険協会が推薦する者
- ⑩ 三重大学が推薦する者

3. 委嘱状の交付について

日本年金機構津年金事務所長名で委嘱状を交付する。

4. 日本年金機構の会議出席者及び開催場所について

(1) 会議出席者

① 津年金事務所の所長、総務調整課長及び県内の年金事務所の所長（又は副所長）は、必ず調整会議に出席すること。

② 津年金事務所の所長が必要と認める場合は、県内の年金事務所職員を指名して、会議に出席させることができること。

(2) 開催場所

原則として、調整会議の開催場所は津年金事務所の指定する会議室において開催すること。

5. 調整会議の開催月について

原則として2月の年1回とすること。

6. 調整会議等の公開について

調整会議及び資料は、原則として公開とする。

ただし、委員長が非公開と認めた時は、非公開とすることができる。

また、議事録は公開とすること。ただし、非公開で行われた調整会議については、議事録に代えて議事要旨を作成し、公開すること。

なお、調整会議の開催状況等については、日本年金機構津年金事務所の掲示板において公示すること。

7. 委員に対する謝金、交通費の支払いについて

委員に対する謝金、交通費の支払いについては、「地域年金事業運営調整会議出席にかかる謝金及び交通費の支払（指示・依頼）」（サ推指 2012-15・26）に基づき支払いすること。なお、請求手続きについては別途、詳細を委員にお知らせすること。

8. 議事録の作成について

調整会議の事務局において議事録を作成し、日本年金機構本部に報告すること。

9. その他

調整会議において提起された意見・要望等については、原則として次回の調整会議までに整理し、その対応結果を報告すること。